

商品分野別基準策定委員会規程

公益財団法人日本環境協会

商品分野別基準策定委員会（以下「基準策定委員会」という。）の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところにより、認定基準を策定する商品分野ごとにその都度、設置する。

（所掌事務）

第1条 基準策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)認定基準案の作成
- (2)認定基準に関する技術的解釈

（構成および委員の委嘱）

第2条 基準策定委員会は3名以上をもって構成し、その委員は商品類型に関する供給者、消費者および中立機関の専門家や有識者のうちから、公益財団法人日本環境協会理事長が基準策定委員会の運営に必要な人選を行って委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、当該エコマーク商品類型の認定基準が制定されるまでとする。

（委員の解任）

第4条 委員が次の各号の一に該当する場合、公益財団法人日本環境協会理事長はこれを解任することができる。

- (1)職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (2)職務を怠り、または職務上の義務に反した場合
- (3)公職または所属する組織の地位により任命された委員が、その地位を離れた場合

（委員長）

第5条 基準策定委員会に、委員長をおく。委員長は、原則として中立機関の専門家や有識者をもって充てる。

- 2 委員長は、基準策定委員会を統轄する。

（基準策定委員会の開催）

第6条 基準策定委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 会議は、概ね1～2ヶ月に1回の頻度で、全3～5回の開催を目安とする。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、あらかじめ委員長が認めた者を、オブザーバーとして出席させることができるものとする。オブザーバーは議決に参加することができない。

（会議の定足数および議決数）

第7条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決する

ことができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

(機密保持)

第8条 委員は、本委員会の事務の遂行に際し知りえた非公知の情報については、本委員会の事務の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。委員会資料等の取り扱いは、別に定める「委員会資料等の公開に関する取り決め」に従うものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程は、エコマーク企画戦略委員会、エコマーク基準審議委員会、商品分野別基準策定委員会」、またはエコマーク事務局の発議に基づき、エコマーク運営委員会において委員の過半数の同意を得て議決し、公益財団法人日本環境協会理事長が制定、施行することとする。

(附則)

- 1 2010年 4月 1日制定施行
- 2 2013年 4月 1日改定施行 (公益財団法人設立)
- 3 2022年 4月 1日改定施行
- 4 2022年10月 5日改定施行 (第4条、第8条の追加)